御殿場市
発達支援システム

～つながりの中で誰もが自分を大切にし
いきいきと暮らすための支援をめざして～

令和元年６月　改定

御殿場市

目　次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
２　関連法・位置づけ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
３　基本指針（抜粋）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
４　御殿場市発達支援システム　・・・・・・・・・・・・・・・・・5
⑴　発達支援システムの体制について　・・・・・・・・・・・・5
⑵　発達相談センターについて　・・・・・・・・・・・・・・・・6
⑶　ライフステージごとの発達支援組織連携図　・・・・・・・7
⑷　発達支援フローチャート　・・・・・・・・・・・・・・・・・8
⑸　ライフステージごとの施策について　・・・・・・・・・・ 14
Ⅰ　乳幼児期の施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
Ⅱ　学齢期の施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
Ⅲ　青年期、成人期の施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
⑹　外部支援機関の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
５　御殿場市発達支援システムの充実に向けて　・・・・・・・ 45
６　資料編　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
⑴　語句の説明　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
⑵　相談窓口　機関一覧（連絡先等）　・・・・・・・・・・・49

本書の活用のしかた

本書は、保護者の方等が、子育ての上で「ちょっと気になる」面がある場合や、「こんなときどうすればいいのかな」などの心配がある場合、どこに相談し、どういう支援が受けられるかについて例をあげながら示したものです。

８～１３ページの「4⑷発達支援フローチャート」の『たとえば』のような状況のとき、乳幼児期、学齢期、青年・成人期のライフステージごと、どこに相談すればよいか、どこと連携しているのかがフローチャートの図によりわかるようになっています。（このフローチャートはあくまでも一例であり、連携のすべてを網羅しているわけではありません。）

さらにそれぞれの部署の発達支援の取り組みを知りたい場合は、整理番号（【Ⅰ－1－①】など）から、１４～４１ページの「4⑸ライフステージごとの施策について」をご覧いただければ、その内容や連絡先等を知ることができます。

２～７ページは、「関連法・位置づけ」、「基本指針（抜粋）」、「御殿場市発達支援システムの体制について」、「発達相談センターについて」及び「ライフステージごとの発達支援組織連携図」が載せられていますので必要に応じてご覧ください。

１　はじめに

本市ではこれまで、子育ての上で「ちょっと気になる」様子などのあるお子さんに対し、それぞれの部署において、積極的に早期発見・早期対応に努め、医師会、医療機関、療育施設及び県などの外部機関と協働して支援に取り組んでまいりました。

しかし、近年の支援ニーズの多様化や社会状況の変化に合わせて、より発展した『しくみ』の構築の必要性が生じました。そこで、発達支援の基本的考え方である理念や支援の方向性を明確にするため、「気づき支える」、「かかわり育む」、「理解を広げる」、「安心がつながる」の４つの柱のもと、基本理念を「つながりの中で誰もが自分を大切にし、いきいきと暮らすための支援をめざして」と掲げ、平成２７年６月に「御殿場市発達支援システム基本指針」を策定いたしました。

この基本指針を具体化するため、外部の有識者の皆さんによる懇話会を開催し意見をお聞きするとともに、庁内検討委員会で検討を重ね、「御殿場市発達支援システム」を構築いたしました。

本システムは、市民にとって身近で、わかりやすく、気軽に相談できる「しくみ」です。市の機関はもとより、外部機関も含めて有機的に連携することで、次のライフステージへと連続性をもって社会全体で支えていくものです。また、ご本人への支援に加えて保護者の方も支えてまいります。

本システムが、「こんなときどうすればいいのかな」、「どこに相談すればいいのかな」、というご本人や保護者の方等の不安を少しでも和らげ、誰もが安心して子育てができ、また、いきいきと暮らすためにご活用していただければ幸いです。

平成２８年３月

御殿場市長　若　林　洋　平

２　関連法・位置づけ

(1) 発達支援に関連する法律

平成１７年に発達障害者支援法が施行され、発達障害者には症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行うことが特に重要であることから、発達障害を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害児への支援、発達障害者の就労の支援等について定められました。

平成 18 年には、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者自立支援法が施行されました。同法は平成２２年に障害者の範囲の見直しがされ、発達障害者が同法の障害者の範囲に含まれることが法律上に明記されました。また、平成２５年には、同法は、地域社会における共生の実現に向けて、題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と改められました。

平成 19 年には、学校教育法が改正され、盲学校、聾学校、養護学校が特別支援学校に一本化されるとともに、小中学校等においては、学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（ADHD）等を含む障害のある児童生徒等に対して適切な教育を行うことが規定されました。

また、平成２２年には、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を地域において支援するネットワークづくりのため、子ども・若者育成支援推進法が制定されました。

平成２３年には障害者基本法が改正され、障害者の定義として精神障害に発達障害を含むことが明記されました。

上記の他、平成２３年には児童福祉法及び障害者虐待防止法、平成２４年には障害者優先調達推進法、平成２５年には障害者雇用推進法及び障害者差別解消法に、それぞれ発達障害が位置づけされました。

平成２８年には、教育、就労の支援充実を柱とする発達障害者支援法の改正がなされました。

(2) 御殿場市総合計画における発達支援の位置づけ

本市では、平成２８年度から令和７年度までの１０年を計画期間とする「第四次御殿場市総合計画基本構想」を策定し、将来都市像「緑きらきら、人いきいき、交流都市　御殿場」を示すとともに、「笑顔あふれる健やか・福祉のまちづくり」を政策方針の１つとして掲げ、真の子育て日本一を目指し、地域で子どもを見守る仕組みや預けやすい環境の確立など、子育て環境の向上を図るとしています。

この基本構想の実現に向け、平成２８年度から令和２年度までの５年を計画期間とする前期基本計画を定め、子育てしやすい環境づくりの推進のため、「発達障害児（者）の支援体制の充実」を施策の一つとして位置づけ、関係機関が連携し、「発達支援システム」を活用した支援体制を充実していくものとしています。

３　基本指針（抜粋）

発達支援の基本理念

本市では、誰もが自信を持って自分らしさを発揮し、今を充実させ、将来の社会的自立に向かって進んでいく、そのようないきいきとした暮らしができるまちをめざします。

そのために、発達支援に関して本人や家族がどのライフステージにおいても支援機関とつながり、支援者が協力して支え、次のライフステージへと継続していく体制をつくり、信頼関係を築きながら、ともに取り組む支援が必要となります。

そこで、本市の発達支援の基本理念は、「つながりの中で誰もが自分を大切にし、いきいきと暮らすための支援をめざして」とし、発達支援の中核となる部署を設け、その実現をめざします。

【基本理念】

つながりの中で誰もが自分を大切にし、
いきいきと暮らすための支援をめざして

発達支援の柱

本市の発達支援システムの策定及び施策の推進にあたっては、以下の４項目を支援の基本的な柱とし、基本理念である「つながりの中で誰もが自分を大切にし、いきいきと暮らすための支援をめざして」の実現をめざして取り組んでいきます。

(1) 気づき支える

子育てをしていく中でかかわる機関が早期から発達の支えを行い、必要な情報を伝え、寄り添いながら一緒にかかわり方や今後の見通しについて考えます。

どのライフステージでも相談の窓口がわかりやすく、本人や家族が安心できる支援を行います。

(2) かかわり育む

発達の状況や特徴にあわせて、家族とともに成長や社会適応を促す支援を行います。

幼稚園、保育園等では配慮のあるかかわりのもと、その後の成長につながるように育み、学校ではその環境を生かした特別支援教育を充実させていきます。

(3) 理解を広げる

今と将来の暮らしの充実に向けた支援ができるよう、支援者の知識、技量、意識を深める研修や支援者間の検討・相談（コンサルテーション）を重ねます。

地域にも発達の理解が広がるように普及活動を行い、本人、家族、支援者、地域が思いをわかりあえるように努めます。

(4) 安心がつながる

ライフステージごとの様々な状況に支援が行き届くよう、支援機関の間で協力、協調する体制を整えます。

今の支援が次のライフステージの支援につながるように、本人や家族と支援者が信頼関係を築きつつ、継続的でスムーズな引継ぎや連携を行います。

４　御殿場市発達支援システム

(1) 発達支援システムの体制について

本市では、健康福祉部・教育委員会（教育部）・市民部にまたがる支援体制を築きます。各部署間で連携、連動した支援を行いつつ、外部の支援機関ともネットワークを構築します。

御殿場市発達支援システム体制図

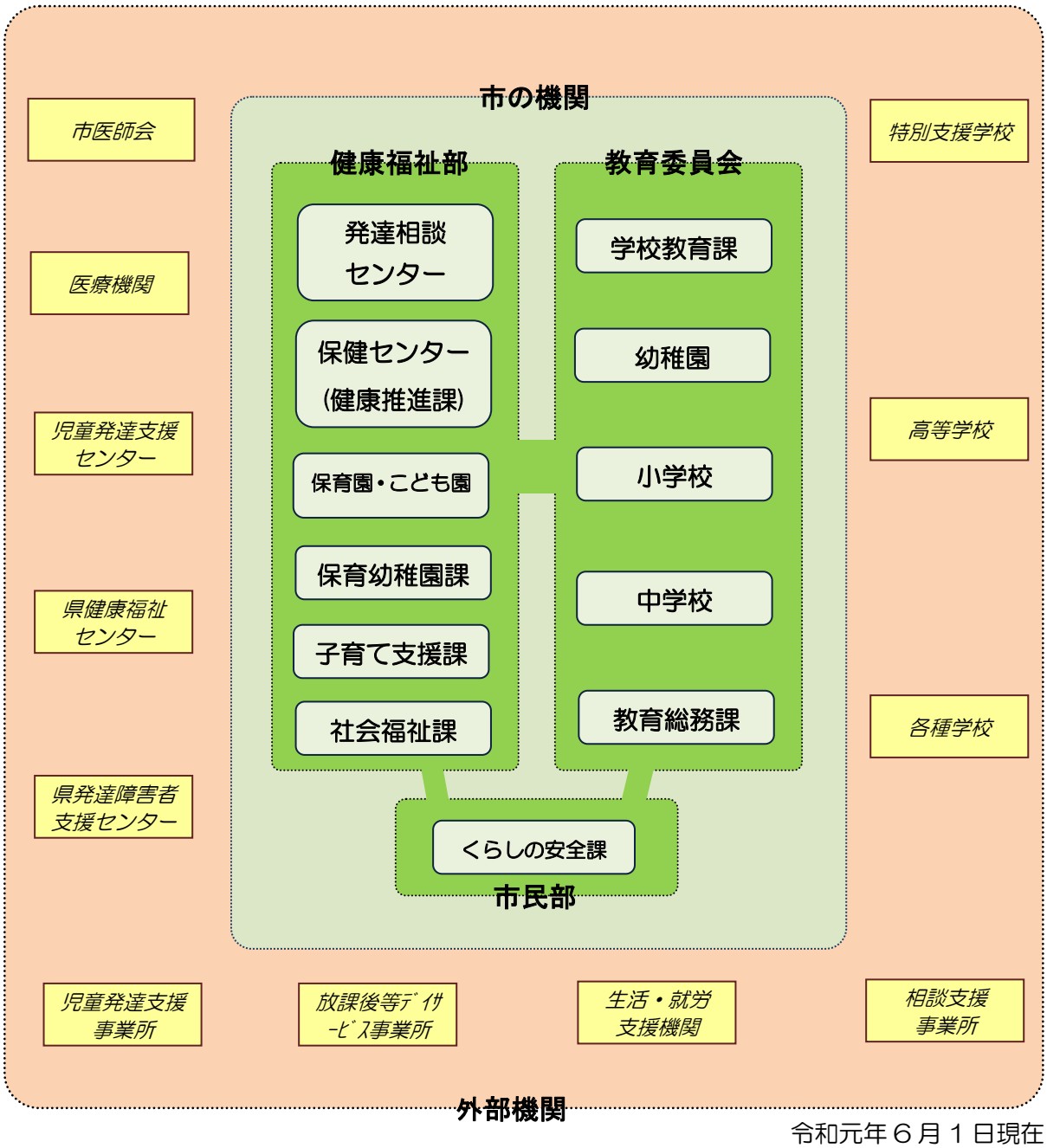

令和元年６月１日現在

⑵ 発達相談センターについて

健康福祉部子育て支援課に発達相談センターを置き、発達支援に関する相談の中核となる部署とします。

発達相談センターは、日ごろ子育ての上で、「ちょっと気になる」様子のあるお子さんの保護者の方やご本人が、気軽に相談できる場所として設置します。また、発達に関する下記業務内容の専門的支援を行い、ライフステージごとの支援に継続性をもたせるためのまとめ役を担います。

① 名称　　御殿場市発達相談センター
② 場所　　御殿場市川島田１０６７番地の１
③ スタッフ体制
　　所長、スタッフ（公認心理師、臨床心理士、保健師、保育士または幼稚園教諭等）
④ 業務内容
- 本人や家族との発達相談
- 面談、行動の観察、検査等による発達的特徴の分析（アセスメント）
- 児童を対象とした療育教室（「そだちの教室」）
- 市内保育園、こども園、幼稚園、小学校、中学校への巡回訪問
- 発達支援に関する保育士、教員等との相談や検討（コンサルテーション）
- 発達支援に関する関係機関との連携
- 発達支援に関する研修会、講習会等の開催

(3) ライフステージごとの発達支援組織連携図

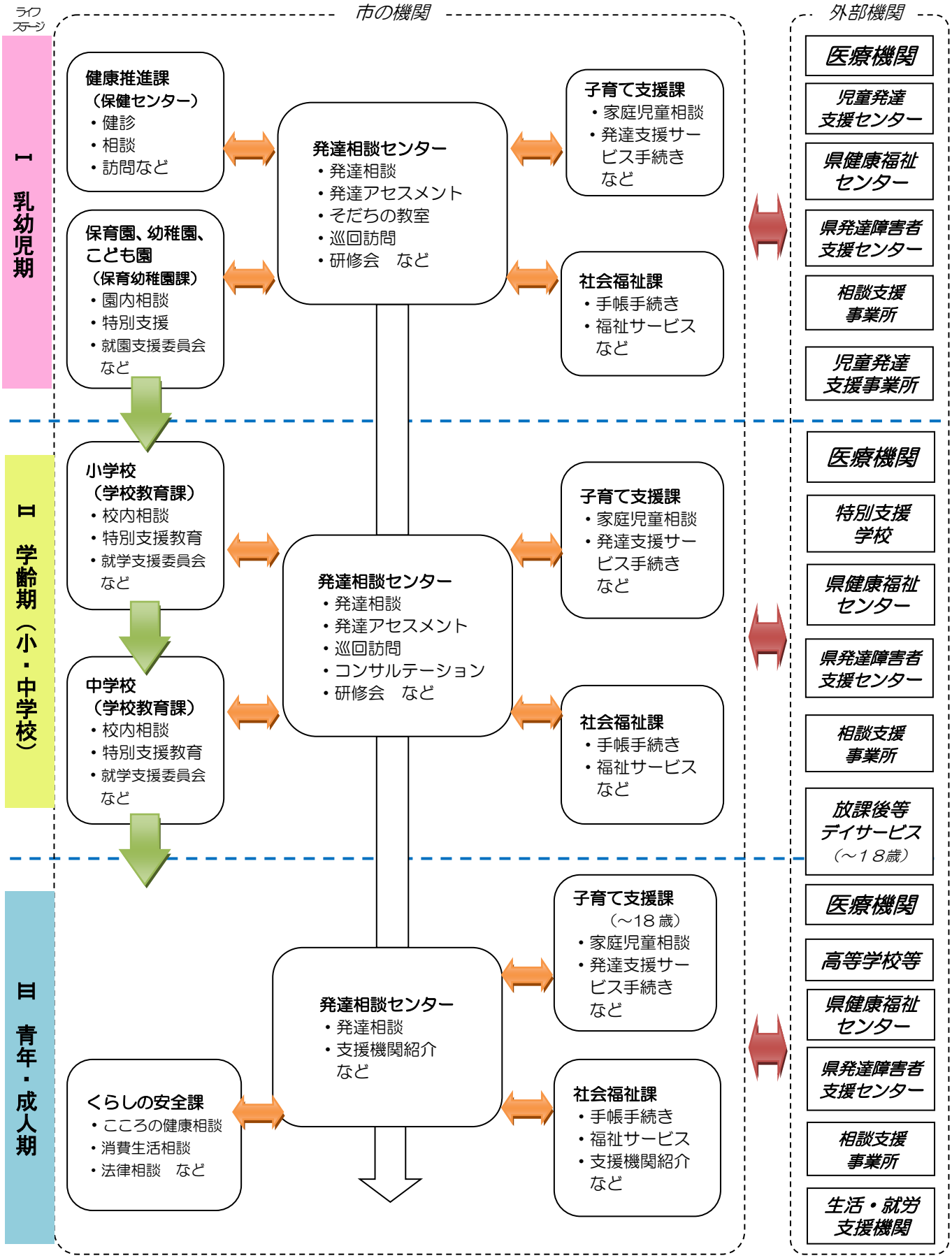

(4) 発達支援フローチャート

乳幼児期（未就園児）

☆【Ⅰ－1－①】等の表記は「ライフステージごとの施策（Ｐ14～)」に記載されている整理番号を表しています。

たとえば

他の子と比べて話す言葉がちょっと少ないかも・・？
かんしゃくがひどいかも・・？
落ち着きがないかも・・？
子育てに不安がある・・・

相談

健康推進課（保健センター）
健診【Ⅰ－1－③⑤】
相談【Ⅰ－1－④】
幼児事後指導教室　【Ⅰ－2－②】

相談

地域子育て支援センター
（子ども家庭センター、保育園、こども園、幼稚園に開設）
子育てについての相談【Ⅰ－1－⑪】

相談

紹介
情報連絡

紹介
情報連絡

医療機関
診断、助言
医療的ケアやトレーニング

必要に応じて

発達相談センター
専門スタッフによる発達相談【Ⅰ－1－①】
検査や行動観察による特徴把握【Ⅰ－1－②】
そだちの教室【Ⅰ－2－①】
関連機関情報の提供【Ⅰ－4－①】

児童発達支援センター
通所等による療育
発達相談

紹介
情報連絡

学校教育課
保育幼稚園課
就園支援委員会　【Ⅰ－4－④】
就園についての相談【Ⅰ－1－⑩】

情報連絡

就園

保育園、こども園、幼稚園
就園前の情報をふまえての配慮や支援

※基本的に各機関の連携は保護者の同意のもとに行われます。
※対象者の状況により上記以外の機関とも連携します。
※市内には上記以外にも様々な相談窓口があります。
※専門医に直接受診することもできます。

乳幼児期（園児）

☆【Ⅰ－1－①】等の表記は「ライフステージごとの施策（P14～）」に記載されている整理番号を表しています。

たとえば

園の中で集団生活になじみにくく、友だちとも遊べていないようだけど、どうしたら・・？

相談

相談

相談

保育園・こども園・幼稚園

保育士、教員との相談
【Ⅰ－1－⑪】

特徴をふまえた配慮や支援
【Ⅰ－2－④】

情報連絡
巡回訪問
コンサルテーション

発達相談センター

専門スタッフによる発達相談
【Ⅰ－1－①】

検査や行動観察による特徴把握
【Ⅰ－1－②】

そだちの教室
【Ⅰ－2－①】

関連機関情報の提供
【Ⅰ－4－①】

紹介
情報連絡

健康推進課（保健センター）

健診【Ⅰ－1－③.⑤】

相談【Ⅰ－1－④】

幼児事後教室【Ⅰ－2－②】

紹介
情報連絡

医療機関

診断、助言
医療的ケアやトレーニング

必要に応じて

紹介
情報連絡

子育て支援課

事業所紹介、手続き
【Ⅰ－2－⑤】

相談支援事業所

児童発達支援事業所

発達支援を要する子どもの一時預かりと支援

紹介
情報連絡

学校教育課

就学支援委員会【Ⅱ－4－④】

就学についての相談【Ⅱ－1－③】

支援情報の連絡

就学

情報連絡

小学校

在園時の情報をふまえての配慮や支援

※基本的に各機関の連携は保護者の同意のもとに行われます。

※対象者の状況により上記以外の機関とも連携します。

※市内には上記以外にも様々な相談窓口があります。

※専門医に直接受診することもできます。

4(4)　発達支援フローチャート

学齢期（小学生）

☆【Ⅱ－1－①】等の表記は「ライフステージごとの施策（P14～）」に記載されている整理番号を表しています。

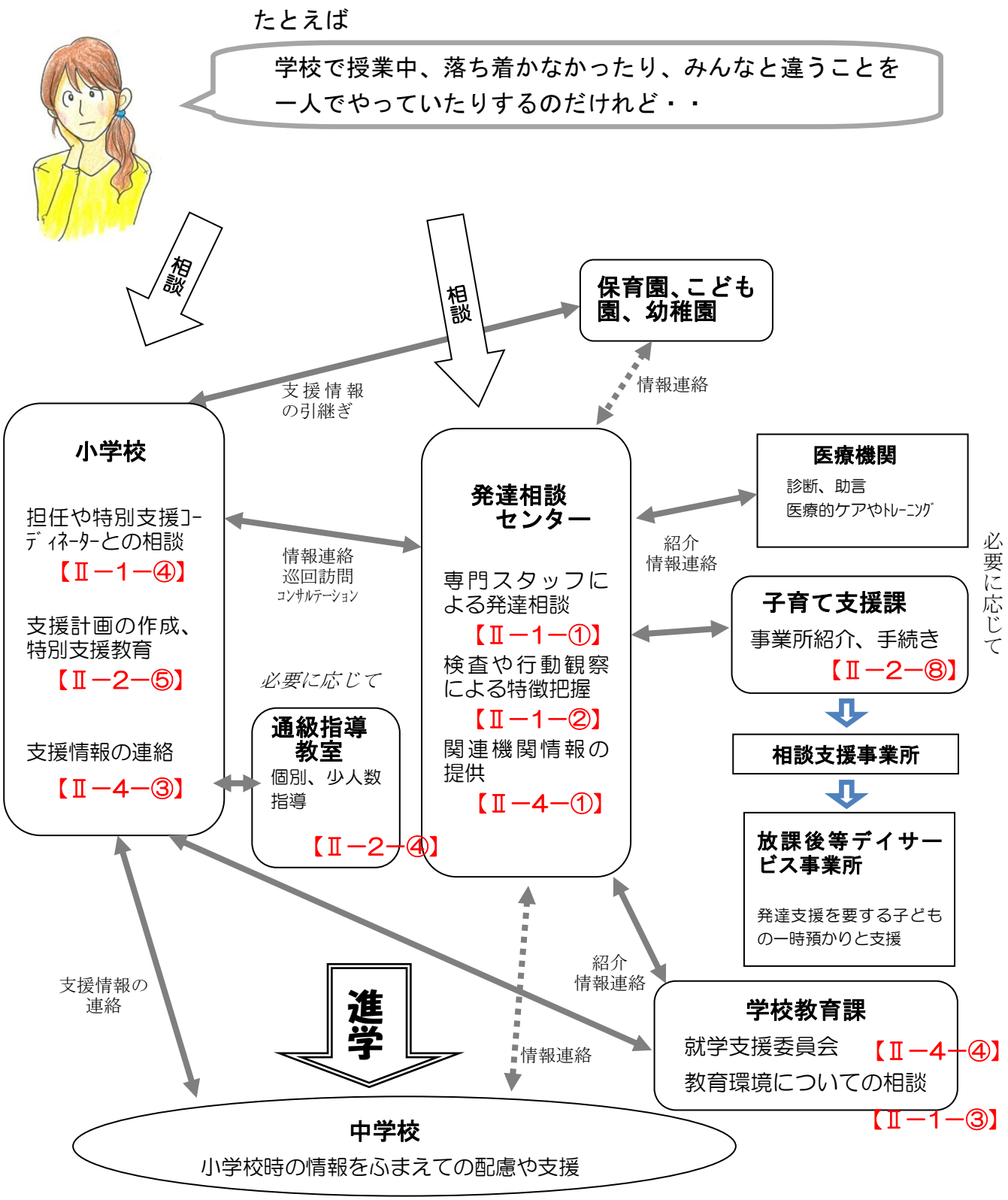

※基本的に各機関の連携は保護者の同意のもとに行われます。
※対象者の状況により上記以外の機関とも連携します。
※市内には上記以外にも様々な相談窓口があります。
※専門医に直接受診することもできます。

学齢期（中学生）

☆【Ⅱ－1－①】等の表記は「ライフステージごとの施策（Ｐ14～）」に記載されている整理番号を表しています。

たとえば

学業に難しさがあり、宿題や授業に取り組もうとしない・・
登校も渋るようになっているのでどうしたら・・？

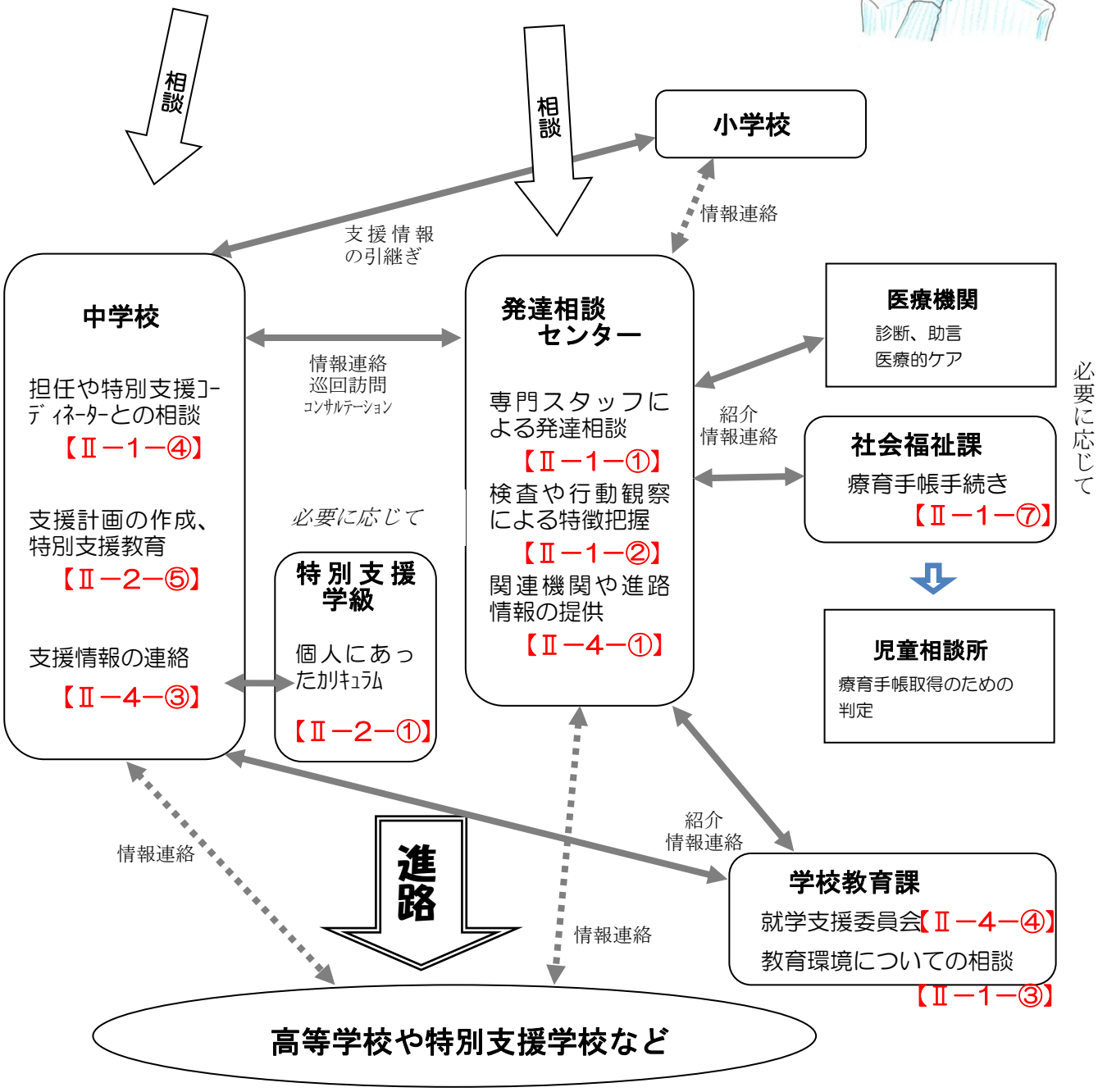

※基本的に各機関の連携は保護者の同意のもとに行われます。
※対象者の状況により上記以外の機関とも連携します。
※市内には上記以外にも様々な相談窓口があります。
※専門医に直接受診することもできます。

4(4)　発達支援フローチャート

青年・成人期（高校生）

☆【Ⅲ－1－①】等の表記は「ライフステージごとの施策（P14～）」に記載されている整理番号を表しています。

たとえば

中学までは学校と相談しながら特別支援教育を受けてきたけど、高校ではどうすればよいのだろう・・
就労や自立に向けてちょっと心配も・・。

相談

中学校

情報連絡

必要に応じて

高等学校
特徴をふまえた配慮
ｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾘﾝｸﾞ

ｺﾝｻﾙﾃｰｼｮﾝ

発達相談センター
専門スタッフによる発達相談
（特徴の気づきと理解など）
【Ⅲ－1－①】
関連機関情報の提供
【Ⅲ－4－①】

紹介
情報連絡

医療機関
診断、助言
医療的ｹｱやﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ

県発達障害者支援センター
相談、助言
支援機関の紹介

必要に応じて

社会福祉課
手帳手続き、福祉サポート
支援機関の紹介
【Ⅲ－1－③】
【Ⅲ－1－④】
【Ⅲ－4－③】

相談支援事業所
生活や就労の相談

生活・就労支援機関
就労等の支援

ハローワーク
就労の支援

就労　・　自立

※基本的に各機関の連携は保護者の同意のもとに行われます。
※対象者の状況により上記以外の機関とも連携します。
※市内には上記以外にも様々な相談窓口があります。
※専門医に直接受診することもできます。

青年・成人期（成人）

☆【Ⅲ－1－①】等の表記は「ライフステージごとの施策（Ｐ14～）」に記載されている整理番号を表しています。

たとえば

仕事や生活をしていて、他の人とあわない感じがする。
いろいろなことがストレスになる。
発達障害にあてはまる特徴があるかも・・。

相談

発達相談センター

専門スタッフによる発達相談（特徴の気づきと理解、生活の仕方や人との関わり方の工夫）
【Ⅲ－1－①】

関連機関情報の提供
【Ⅲ－4－①】

紹介
情報連絡

医療機関
診断、助言
医療的ケアやトレーニング

県発達障害者支援センター
相談、助言
支援機関の紹介

必要に応じて

紹介
情報連絡

くらしの安全課
消費者相談、法律相談
こころの健康相談【Ⅲ－1－⑤】

社会福祉課
手帳手続き、福祉サポート
支援機関の紹介
【Ⅲ－1－③】
【Ⅲ－1－④】
【Ⅲ－4－③】

相談支援事業所
生活や就労の相談

生活・就労支援機関
就労等の支援

ハローワーク
就労の支援

いきいきとした暮らし

※基本的に各機関の連携は保護者の同意のもとに行われます。
※対象者の状況により上記以外の機関とも連携します。
※市内には上記以外にも様々な相談窓口があります。
※専門医に直接受診することもできます。

⑸ ライフステージごとの施策について

Ⅰ　乳幼児期の施策

発達支援の柱１「気づき支える」

事業名	発達相談
整理番号	Ⅰ－1－①
所管（機関）	発達相談センター
対　象	市内在住の子どもとその保護者、家族
内　容	子どもの精神発達や発達障害に関する専門相談です。発達的特徴の理解を深め、かかわり方や生活の仕方の検討を行いながら、保護者や本人に寄り添う支援を行います。保護者や家族が主な対象ですが、相談意志がある場合は本人との面談も行います。 担当は公認心理師、臨床心理士、保健師等です。 予約制のため、事前に問合せいただき、担当者と相談日の調整を行います。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-３１７０

事業名	発達アセスメント
整理番号	Ⅰ－1－②
所管（機関）	発達相談センター
対　象	市内の園児
内　容	発達的特徴の理解を深めるために、各園や発達相談センターにて行動観察や知能発達検査を行います。結果は保護者や園等に報告し、その後の支援方法の検討につなげます。 行動観察は保護者や各園の依頼に応じ、園での生活を見学する形等で行います。 知能発達検査については、事前に保護者と検査に関する説明を行い、その意義や実施内容を理解していただいたうえで実施いたします。 担当は公認心理師、臨床心理士等です。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-３１７０

事業名	１歳６か月児健康診査
整理番号	Ⅰ－1－③
所管（機関）	健康推進課（保健センター）
対　象	満１歳６か月を超え満２歳に達しない幼児とその保護者
内　容	身体発育、精神発達の面から重要な時期である１歳６か月児に対して、医師、歯科医師等による総合的健康診査等を実施して、その結果に基づき、適当な指導及び措置を行います。 担当は医師、歯科医師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、家庭児童相談員です。 会場は保健センターです。
お問い合わせ先	健康推進課（保健センター）　0550-82-1111

事業名	２歳児健康相談
整理番号	Ⅰ－1－④
所管（機関）	健康推進課（保健センター）
対　象	２歳児とその保護者
内　容	２歳児の発育発達を確認し、健康管理や身体発育、発達に関する相談を行います。 担当は保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士です。 会場は保健センターです。
お問い合わせ先	健康推進課（保健センター）　0550-82-1111

事業名	３歳児健康診査
整理番号	Ⅰ－1－⑤
所管（機関）	健康推進課（保健センター）
対　象	満３歳を超え満４歳に達しない幼児とその保護者
内　容	身体発育、精神発達の面から最も重要な時期である３歳児に対して、医師、歯科医師等による総合的健康診査等を実施して、その結果に基づき、適当な指導及び措置を行います。 担当は医師、歯科医師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、公認心理師、臨床心理士、家庭児童相談員、幼児教育指導員です。 会場は保健センターです。
お問い合わせ先	健康推進課（保健センター）　0550-82-1111

事業名	乳児健康診査（４か月児、６か月児、１０か月児）
整理番号	Ⅰ－1－⑥
所管（機関）	健康推進課（保健センター）
対　象	各月齢、各年齢の子どもとその保護者
内　容	子どもの心身の健康状態（発育・発達）の把握と保護者の育児支援のため、月齢年齢に応じて健康診査を行います。 担当は、医師、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等です。 ４か月児、１０か月児については個別健診（委託医療機関）、６か月児については集団健診（保健センター）で行っています。
お問い合わせ先	健康推進課（保健センター）　0550-82-1111

事業名	乳幼児健康相談
整理番号	Ⅰ－1－⑦
所管（機関）	健康推進課（保健センター）
対　象	乳幼児とその保護者
内　容	身体計測と、希望者には保健相談、栄養相談、歯科相談など発育や発達等の相談を行います。 担当は、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士です。
お問い合わせ先	健康推進課（保健センター）　0550-82-1111

事業名	赤ちゃん訪問事業（新生児訪問事業）
整理番号	Ⅰ－1－⑧
所管（機関）	健康推進課（保健センター）
対　象	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭
内　容	全ての乳児がいる家庭を訪問し、新生児又は乳児の養育上必要な発育、発達、栄養、育児、生活環境、疾病予防等に関し観察及び測定を行います。 また子育ての孤立化を防ぐために、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 担当は保健師、助産師、看護師です。
お問い合わせ先	健康推進課（保健センター）　0550-82-1111

事業名	乳幼児訪問指導
整理番号	Ⅰ－1－⑨
所管（機関）	健康推進課（保健センター）
対　象	乳幼児のいる家庭
内　容	健診や相談で、ことばや行動面等発達について心配のある子どもについて、家庭に訪問し、生活の場で子どもの様子や環境を把握したうえで、子どもとのかかわり方や資源の活用など個々の状況にあわせた相談を行います。 担当は保健師です。
お問い合わせ先	健康推進課（保健センター）　0550-82-1111

事業名	就園相談
整理番号	Ⅰ－1－⑩
所管（機関）	保育幼稚園課、学校教育課
対　象	就園や転園を希望する児童とその保護者
内　容	保育園、こども園、幼稚園等に就園する際、また就園後に転園を考える際に、保育や教育環境について情報提供や相談を行います。
お問い合わせ先	保育幼稚園課　0550-82-4126　　学校教育課　0550-82-4534

事業名	子育て相談
整理番号	Ⅰ－1―⑪
所管（機関）	保育園、こども園、幼稚園、子ども家庭センター　（地域子育て支援センター）
対　象	園児および未就園児の保護者や家族
内　容	園児の保護者や家族と子育てに関する悩みや発達に関する相談を行います。 未就園児の保護者や家族の子育てに関する悩みや発達に関する悩み、保育園、こども園、幼稚園への入園に関する相談を行います。 担当は保育士、幼稚園教諭です。
お問い合わせ先	各保育園・こども園・幼稚園、子ども家庭センター

事業名	特別支援コーディネーター
整理番号	Ⅰ－１－⑫
所管（機関）	保育園、こども園、幼稚園
対　象	園児、保護者、園内の職員、他機関スタッフ
内　容	園児への特別支援の普及、および園内における職員間の情報共有や研修を目的とし、分掌として各園１名の保育士や教諭が担います。 特別支援に関して保護者や他機関と連携を行います。
お問い合わせ先	各保育園・こども園・幼稚園

事業名	家庭児童相談
整理番号	Ⅰ－１－⑬
所管（機関）	子育て支援課
対　象	児童（18 歳未満）とその保護者等
内　容	家庭や子どもの問題や悩みを相談できる場所です。 保護者の不安や心配が子どもの成長に大きく影響を与える場合があるので、発達に課題のある子どもの親等の相談に乗り、保健センターや発達相談センターなどの関係機関と連携を取りながら、不安や心配を緩和します。 場所は市役所内の家庭児童相談室で、相談の受付時間は月曜から金曜の午前９時～午後４時です。必要に応じて家庭訪問も行います。 担当は家庭相談員です。 その他、家庭相談員が保健センターの健診・検診会場や幼児事後教室等の場でも相談をお受けします。
お問い合わせ先	子育て支援課　0550-82-4124

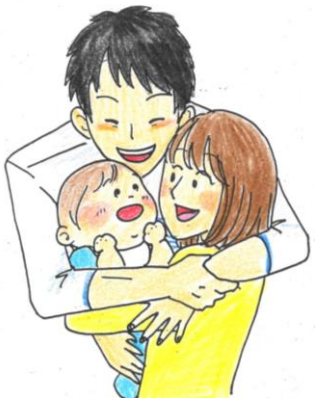

事業名	障害者手帳取得手続き
整理番号	Ⅰ－1－⑭
所管（機関）	社会福祉課
対　象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する相談者
内　容	身体障害者手帳は、身体に障害のある人が各種の援護を受けるために取得するものです。申請窓口は市ですが、判定や手帳の交付は県の担当になります。 療育手帳は、知的障害児（者）に対する療育の指導や知識の普及及び援護を受けやすくするために取得するものです。申請窓口は市ですが、判定のための面接（知能テストなどを行います）や判定、手帳の交付は県の担当になります。 精神障害者保健福祉手帳は、精神障害や発達障害のある方が社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくするために取得するものです。申請窓口は市ですが、判定や手帳の交付は県の担当になります。 どの手帳も、県から交付されたものを、市の窓口でお渡しします。その際に、ご利用いただけるサービス・援護内容について詳しくご説明をします。 発達障害のある人は、知的障害が伴えば療育手帳、伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳が申請できる場合があります。 必要があれば、他のサービスをご案内することもあります。
お問い合わせ先	社会福祉課　0550-82-4238

事業名	福祉サービスに関する手続き
整理番号	Ⅰ－1－⑮
所管（機関）	社会福祉課
対　象	原則、障害者手帳所持者（１８歳未満の児童は手帳の所持は必須ではありませんが、医師の診断書など障害を証明するものが必要になります）
内　容	障害児やその家族が日常生活や社会生活を大きな負担なく、円滑に過ごすことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援について説明や手続きを行います。必要があれば関係機関等の紹介や連絡調整なども行っています。 ＜自立支援給付＞居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）など。 ＜地域生活支援事業＞移動支援（ヘルパーによる外出）、日中一時支援（一時的なお預かり）など。 障害のある人やその家族などからの相談に、市の委託を受けた専門職員が応じ、必要な支援や情報提供を行います。
お問い合わせ先	社会福祉課　0550-82-4238

発達支援の柱２「かかわり育む」

事業名	療育教室（そだちの教室）
整理番号	Ⅰ－2－①
所管（機関）	発達相談センター
対　象	発達に課題のある就学前の幼児
内　容	発達に課題のある子どもの育ちを促すためのプログラムを作成し、教室を開催します。 教室における子どもの育ちやプログラム内容を家庭や園等が共有し、発達の課題や手立てについて支援者が共通認識を持てるようにします。 プログラムの内容はリトミック、制作活動、集団遊びなどです。 市民交流センターふじざくらで開催します。 担当スタッフは公認心理師、臨床心理士、保健師、幼稚園教諭、保育士等です。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

事業名	幼児事後指導教室（あそぼう会）
整理番号	Ⅰ－2－②
所管（機関）	健康推進課（保健センター）
対　象	２歳児健康相談や３歳児健診などで、発達状況や子どもとのかかわり方に不安があるといった心配をお持ちの親子
内　容	遊びを通して、子どもの発達を促すことや保護者の育児に対する不安を軽減することを目的とした教室です。 月に１回、市民交流センターふじざくらで開催します。 歌やリトミック、遊び活動、保護者のグループワークなどが主な内容です。 担当は保健師、公認心理師、臨床心理士、保育士、家庭児童相談員、幼児教育指導員等です。
お問い合わせ先	健康推進課（保健センター）　0550-82-1111

事業名	赤ちゃんセミナー
整理番号	Ⅰ－2－③
所管（機関）	健康推進課（保健センター）
対　象	生後３～４か月児とその保護者
内　容	育児支援の視点から、病気の予防や離乳食の知識、子どもとのかかわり方などを学ぶとともに、母親同士の交流を目的に実施しています。 月２回実施しており、内容は小児科医による講話、離乳食の話、赤ちゃん体操、グループワークなどです。 担当は、小児科医、栄養士、保健師、看護師です。
お問い合わせ先	健康推進課（保健センター）　0550-82-1111

事業名	特別に支援を要する園児に対する保育、支援
整理番号	Ⅰ－2－④
所管（機関）	保育園、こども園、幼稚園
対　象	特別に支援を要する園児
内　容	特別に支援を要する園児について、個別の支援計画を作成します。職員会議やクラス会議により園全体で共通理解をはかり、支援を実施します。 保護者と連絡をとりあい、成長面や課題面を共有していきます。
お問い合わせ先	各保育園、こども園、幼稚園

事業名	児童発達支援事業（児童発達支援サービス/児童相談支援）
整理番号	Ⅰ－2－⑤
所管（機関）	子育て支援課
対　象	発達に障害のある就学前の児童（２歳～５歳）
内　容	児童発達支援サービス（指定事業所による障害のある就学前児童の支援及び療育事業）やサービス利用のための計画作成を行う相談支援に関する手続きを行います。 児童発達支援サービスや相談支援に関する説明及び実施している事業所の紹介を行います。 詳細な施設案内等は各事業所にて行います。
お問い合わせ先	子育て支援課　0550-82-4124

事業名	通級指導教室（ことばの教室）
整理番号	Ⅰ－2－⑥
所管（機関）	小学校
対　象	園児、小学生
内　容	発音、ことばの発達、吃音などが気になる子どもについて、相談・指導をする教室です。 概ね一週間に一回、４５分間程度、個別に言語指導、発音指導等を行い、あわせて保護者との個別相談を継続し、家庭との連携を図ります。 担当は教員と市支援員です。 朝日小学校内に設置しています。
お問い合わせ先	各園、各学校

発達支援の柱３「理解を広げる」

事業名	巡回相談事業（発達障害コンサルテーション）
整理番号	Ⅰ－3－①
所管（機関）	発達相談センター、保育幼稚園課
対　象	園職員、関係機関のスタッフ
内　容	公認心理師や臨床心理士、保健師等が市内の園を訪問します。子どもの様子や園内状況を把握しながら、発達支援に関する相談や検討を行い、支援者の知識やスキルをあげ、支援の質を高めていきます。 必要に応じて臨時訪問や職員と保護者をまじえた相談会議を行います。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

事業名	発達支援に関する研修会等の開催
整理番号	Ⅰ－3－②
所管（機関）	発達相談センター、保育園、こども園、幼稚園
対　象	職員、保護者等
内　容	発達障害や発達支援に関する研修会等を開催します。 職員や関係機関のスタッフを対象とする場合は、支援者や支援環境の質を上げることを目的とした内容となります。 保護者や市民を対象とする場合は、発達障害の理解を深め、かかわり方を学ぶ講習や、家族自身のケアを目的としたものが主な内容となります。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

発達支援の柱４「安心がつながる」

事業名	関連機関の紹介と連携
整理番号	Ⅰ－4－①
所管（機関）	発達相談センター
対　象	保護者、職員等
内　容	発達支援に関わる関連機関の情報を収集し、保護者や職員に情報提供や紹介を行います。複数の機関が関わる場合は、保護者の同意のもと、情報交換や協調した支援を行います。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

事業名	小学校との連携
整理番号	Ⅰ－4－②
所管（機関）	保育園、こども園、幼稚園
対　象	園児
内　容	年度末に、入学予定の学校の特別支援コーディネーターが年長児の行動観察を行います。 小学校に就学する際に、新しい環境でもスムーズな生活ができるように、保護者の同意のもとこれまでの支援や配慮することなどをまとめ、小学校に丁寧に伝えます。 １年生となった子どもたちを保育士や幼稚園教諭が５月に参観し、学校担任と情報交換等を行います。支援が必要な児童についてはより丁寧な相談を行います。
お問い合わせ先	各保育園、こども園、幼稚園

事業名	障害児等保育の実施審査委員会
整理番号	Ⅰ－4－③
所管（機関）	保育幼稚園課
対　象	特定教育・保育及び特定地域型保育を利用しているまたは利用を希望している児童
内　容	障害児等の特定教育・保育および特定地域型保育の利用の判定に関することや障害児等の健全な成長発達のために必要な保育の実施に関し調査や審議を行います。
お問い合わせ先	保育幼稚園課　0550-82-4126

事業名	就園支援委員会
整理番号	Ⅰ－4－④
所管（機関）	学校教育課
対　象	就園児
内　容	幼児のよりよい生活環境や学習環境について検討し、就園の方向性を判定します。 委員会の構成員は医師会、知識経験を有する者、学校関係者、幼稚園および保育園関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱または任命をしています。
お問い合わせ先	学校教育課　0550-82-4534

事業名	要保護児童対策地域協議会
整理番号	Ⅰ－4－⑤
所管（機関）	子育て支援課
対　象	児童虐待等により保護をする必要がある児童
内　容	被虐待児等に関する情報交換及び協議のほか実態把握・支援等を行います。 組織は関係機関として、児童相談所・社会福祉協議会・医師会・歯科医師会・県保健所・公立私立保育所・公立私立幼稚園・公立私立認定こども園・小中学校・民生委員児童委員協議会・警察署・人権擁護委員及び市関係各課で構成されています。 代表者会議、実務者会議、乳幼児部会、個別ケース会議を開催し、年間を通して調整員を中心に支援方針等を諮っています。
お問い合わせ先	子育て支援課　0550-82-4124

Ⅱ　学齢期の施策

発達支援の柱１「気づき支える」

事業名	発達相談
整理番号	Ⅱ－１－①
所管（機関）	発達相談センター
対　象	市内在住の子どもとその保護者、家族
内　容	子どもの精神発達や発達障害に関する専門相談です。発達的特徴の理解を深め、かかわり方や生活の仕方の検討を行いながら、保護者や本人に寄り添う支援を行います。保護者や家族が主な対象ですが、相談意志がある場合は本人との面談も行います。 担当は公認心理師、臨床心理士、保健師等です。 予約制のため、事前に問合せいただき、担当者と相談日の調整を行います。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

事業名	発達アセスメント
整理番号	Ⅱ－１－②
所管（機関）	発達相談センター
対　象	市内の小学生、中学生
内　容	発達的特徴の理解を深めるために、各学校や発達相談センターにて行動観察や知能発達検査を行います。結果は保護者や学校等に報告し、その後の支援方法の検討につなげます。 行動観察は保護者や各学校の依頼に応じ、学校での生活を見学する形等で行います。 知能発達検査については、事前に保護者と検査に関する説明を行い、その意義や実施内容を理解していただいたうえで実施します。 担当は公認心理師、臨床心理士等です。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

事業名	就学相談
整理番号	Ⅱ－1－③
所管（機関）	学校教育課
対　象	就学や転級を希望する児童生徒とその保護者
内　容	小学校に就学する際、また就学後に別学級への転級を考える際に、教育環境について情報提供や相談を行います。
お問い合わせ先	学校教育課　0550-82-4534

事業名	特別支援コーディネーター
整理番号	Ⅱ－１－④
所管（機関）	小学校、中学校
対　象	児童生徒、保護者、校内職員
内　容	特別支援に関して、保護者や校内職員、他機関スタッフとの連携役を担う教員です。業務としては、児童生徒への生活支援、教育関係との連携、訪問相談や他の専門家との連携、保護者からの相談窓口、発達障害に関する校内特別支援委員会の推進等を行います。
お問い合わせ先	各学校

事業名	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等による校内相談
整理番号	Ⅱ－１－⑤
所管（機関）	小学校、中学校、学校教育課
対　象	児童生徒、保護者、学校職員等
内　容	各校に配置された相談スタッフが保護者や教員と児童生徒に関する相談を行います。
お問い合わせ先	各学校および学校教育課　0550-82-4534

事業名	家庭児童相談
整理番号	Ⅱ－１－⑥
所管（機関）	子育て支援課
対　象	児童（18 歳未満）とその保護者等
内　容	家庭や子どもの問題や悩みを相談できる場所です。 保護者の不安や心配が子どもの成長に大きく影響を与える場合があるので、発達に課題のある子どもの親等の相談に乗り、学校や発達相談センターなどの関係機関と連携を取りながら、不安や心配を緩和します。 場所は市役所内の家庭児童相談室で、相談の受付時間は月曜から金曜の午前９時～午後４時です。必要に応じて家庭訪問も行います。 担当は家庭相談員です。
お問い合わせ先	子育て支援課　0550-82-4124

事業名	障害者手帳取得手続き
整理番号	Ⅱ－１－⑦
所管（機関）	社会福祉課
対　象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する相談者
内　容	身体障害者手帳は、身体に障害のある人が各種の援護を受けるために取得するものです。申請窓口は市ですが、判定や手帳の交付は県の担当になります。 療育手帳は、知的障害児（者）に対する療育の指導や知識の普及及び援護を受けやすくするために取得するものです。申請窓口は市ですが、判定のための面接（知能テストなどを行います）や判定、手帳の交付は県の担当になります。 精神障害者保健福祉手帳は、精神障害や発達障害のある方が社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくするために取得するものです。申請窓口は市ですが、判定や手帳の交付は県の担当になります。 どの手帳も、県から交付されたものを、市の窓口でお渡しします。その際に、ご利用いただけるサービス・援護内容について詳しくご説明をします。 発達障害のある人は、知的障害が伴えば療育手帳、伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳が申請できる場合があります。 必要があれば、他のサービスをご案内することもあります。
お問い合わせ先	社会福祉課　0550-82-4238

事業名	福祉サービスに関する手続き（学齢期）
整理番号	Ⅱ－１－⑧
所管（機関）	社会福祉課
対　象	原則、障害者手帳所持者（１８歳未満の児童は手帳の所持は必須ではありませんが、医師の診断書など障害を証明するものが必要になります）
内　容	障害児やその家族が日常生活や社会生活を大きな負担なく、円滑に過ごすことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援について説明や手続きを行います。必要があれば関係機関等の紹介や連絡調整なども行っています。 ＜自立支援給付＞居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）など。 ＜地域生活支援事業＞移動支援（ヘルパーによる外出）、日中一時支援（一時的なお預かり）など。 障害のある人やその家族などからの相談に、市の委託を受けた専門職員が応じ、必要な支援や情報提供を行います。
お問い合わせ先	社会福祉課　0550-82-4238

発達支援の柱２「かかわり育む」

事業名	特別支援学級　知的障害
整理番号	Ⅱ－2－①
所管（機関）	小学校、中学校
対　象	知的障害を有する児童生徒
内　容	市内小学校 10 校（全校）、中学校５校（高根中以外の全校）に設置されている知的障害を有する児童生徒のための学級です。1 学級８名までの少人数学級で、個に応じた特別な配慮のもと、手厚く、きめ細かな教育を行い、学力や生活力を高めることを目的としています。
お問い合わせ先	各学校および学校教育課　0550-82-4534

事業名	特別支援学級　自閉・情緒
整理番号	Ⅱ－2－②
所管（機関）	小学校、中学校
対　象	発達障害を有する児童生徒
内　容	市内小学校４校（富士岡小、玉穂小、東小、南小）、中学校２校（富士岡中、西中）に設置されている発達障害を有する児童生徒のための学級です。１学級８名までの少人数学級で、個に応じた特別な配慮のもと、手厚く、きめ細かな教育を行い、自己コントロール力や社会性を高めることを目的としています。
お問い合わせ先	各学校および学校教育課　0550-82-4534

事業名	通級指導教室（ことばの教室）
整理番号	Ⅱ－2－③
所管（機関）	小学校
対　象	園児、小学生
内　容	発音、ことばの発達、吃音などが気になる子どもについて、相談・指導をする教室です。 概ね一週間に一回、４５分間程度、個別に言語指導、発音指導等を行い、あわせて保護者との個別相談を継続し、家庭との連携を図ります。 担当は教員と市支援員です。 朝日小学校内に設置しています。
お問い合わせ先	各園、各学校

事業名	通級指導教室（ひまわり教室）
整理番号	Ⅱ－2－④
所管（機関）	小学校、中学校
対　象	小学生
内　容	学習面の一部や生活面で苦手なところを持っている子どもについて、相談・指導をする教室です。 概ね一週間に一回、４５分間程度、コミュニケーションを中心にした指導、心理的な安定として集中力を高める指導、極端に苦手な教科に対する指導等を行い、あわせて保護者との個別相談を継続し、家庭との連携を図ります。 担当は教員と市支援員です。 御殿場小学校内に設置しています。
お問い合わせ先	各学校

事業名	個別の教育支援計画および個別の指導計画
整理番号	Ⅱ－2－⑤
所管（機関）	小学校、中学校
対　象	児童、生徒
内　容	特別な教育的支援を必要とする児童生徒の理解を深め、児童生徒のニーズを正確に把握し、的確な支援を行うために、保護者の同意のもと協力して作成していきます。また、福祉や医療等との連携協力をすることも必要になります。
お問い合わせ先	各学校

事業名	学校教育充実事業
整理番号	Ⅱ－2－⑥
所管（機関）	学校教育課
対　象	特別支援学級、通級指導教室の児童生徒
内　容	特別支援学級や通級指導教室に支援員の配置を行います。学級担任と連携した支援員を配置することで、学習支援やソーシャルスキル支援をよりきめ細やかなものにしていきます。
お問い合わせ先	学校教育課　0550-82-4534

事業名	発達障害児支援事業
整理番号	Ⅱ－2－⑦
所管（機関）	学校教育課
対　象	通常学級における特別支援を要する児童生徒
内　容	発達障害を有する児童生徒の学習等を計画的に支援するための支援員を配置します。支援員は、教育委員会で定める基準により、該当する学校へ配置します。
お問い合わせ先	学校教育課　0550-82-4534

事業名	児童発達支援事業（放課後等デイサービス/児童相談支援）
整理番号	Ⅱ－2－⑧
所管（機関）	子育て支援課
対　象	発達に障害のある就学児童（6 歳～18 歳）
内　容	放課後等デイサービス（障害のある就学児童生徒に対して、生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進のため、家庭や学校と連携し療育を行う）やサービス利用のための計画作成を行う相談支援に関する手続きを行います。 指定事業所による事業です。 放課後等デイサービスや相談支援に関する説明及び実施している事業所の紹介を行います。 詳細な施設案内等は各事業所にて行います。
お問い合わせ先	子育て支援課　0550-82-4124

発達支援の柱３「理解を広げる」

事業名	巡回相談事業（発達障害コンサルテーション）
整理番号	Ⅱ－3－①
所管（機関）	発達相談センター、学校教育課
対　象	学校職員、関係機関のスタッフ
内　容	公認心理師や臨床心理士、保健師、また発達の専門性を持つ巡回指導員が市内の小学校、中学校を訪問します。子どもの様子や校内状況を把握しながら、発達支援に関する相談や検討を行い、支援者の知識やスキルをあげ、支援の質を高めていきます。 必要に応じて職員と保護者をまじえた相談会議を行います。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

事業名	発達支援に関する研修会等の開催
整理番号	Ⅱ－3－②
所管（機関）	発達相談センター、小学校、中学校、学校教育課
対　象	学校職員、保護者等
内　容	発達障害や発達支援に関する研修会等を開催します。 職員や関係機関のスタッフを対象とする場合は、支援者や支援環境の質を上げることを目的とした内容となります。 保護者や市民を対象とする場合は、発達障害の理解を深め、かかわり方を学ぶ講習や、家族自身のケアを目的としたものが主な内容となります。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

事業名	校内におけるケース会議
整理番号	Ⅱ－3－③
所管（機関）	小学校、中学校
対　象	教員
内　容	各学校において、特別支援教育や配慮を要する児童生徒に関して状況や特徴を確認し、支援方法等の検討する会議を開催します。 学年部や校内全体で開催することで、共通理解をはかります。
お問い合わせ先	各学校

事業名	特別支援教育専門家チーム会議
整理番号	Ⅱ－３－④
所管（機関）	学校教育課
対　象	通常学級で特別支援教育の対象となる児童生徒
内　容	巡回相談事業を行う中で特に配慮が必要であろうと考えられる児童生徒について、支援方法を検討し、該当する学校に助言を行うための会議です。 特別支援教育の専門家、公認心理師、臨床心理士、保健師、学校関係者、巡回指導員が委員になっています。
お問い合わせ先	学校教育課　　0550-82-4534

発達支援の柱４「安心がつながる」

事業名	関連機関の紹介と連携
整理番号	Ⅱ－４－①
所管（機関）	発達相談センター
対　象	保護者、職員等
内　容	発達支援に関わる関連機関の情報を収集し、保護者や職員に情報提供や紹介を行います。複数の機関が関わる場合は、保護者の同意のもと、情報交換や協調した支援を行います。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

事業名	発達障害に関する統計的情報の収集
整理番号	Ⅱ－４－②
所管（機関）	発達相談センター、学校教育課
対　象	
内　容	特別支援教育に関する状況や経過、また進路等に関する統計的情報を収集していきます。統計的情報は客観的な参考情報として、保護者や教員と相談・検討を行う際に活用し、支援の見通しがもてるようにします。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

事業名	特別支援情報の連絡
整理番号	Ⅱ－４－③
所管（機関）	小学校、中学校
対　象	児童
内　容	進級や小学校から中学校に進学する際に、特別な教育的支援を必要とする児童が、新しい環境でもスムーズな生活ができるように、保護者の同意のもと児童の情報を丁寧に伝えています。
お問い合わせ先	各学校

事業名	就学支援委員会
整理番号	Ⅱ－４－④
所管（機関）	学校教育課
対　象	就学児、児童生徒
内　容	児童生徒のよりよい生活環境や学習環境について検討し、特別支援学級や通級指導教室への入退級等、学級選択の方向性を支援します。 委員会の構成員は医師会、知識経験を有する者、学校関係者、幼稚園および保育園関係者、家庭相談員、市職員のうちから委嘱または任命をしています。
お問い合わせ先	学校教育課　　0550-82-4534

事業名	要保護児童対策地域協議会
整理番号	Ⅱ－４－⑤
所管（機関）	子育て支援課
対　象	児童虐待等により保護をする必要がある児童
内　容	被虐待児等に関する情報交換及び協議のほか実態把握・支援等を行います。 組織は関係機関として、児童相談所・社会福祉協議会・医師会・歯科医師会・県保健所・公立私立保育所・公立私立幼稚園・公立私立認定こども園・小中学校・民生委員児童委員協議会・警察署・人権擁護委員及び市関係各課で構成されています。 代表者会議、実務者会議、乳幼児部会、個別ケース会議を開催し、年間を通して調整員を中心に支援方針等を諮っています。
お問い合わせ先	子育て支援課　0550-82-4124

Ⅲ　青年期、成人期の施策

発達支援の柱１「気づき支える」

事業名	発達相談
整理番号	Ⅲ－１－①
所管（機関）	発達相談センター
対　象	市民
内　容	発達障害に関する専門相談です。生活における気がかりや不都合について、発達障害あるいはその可能性がある場合に、家族や本人と相談を行います。発達的特徴の理解を深め、生活の仕方の検討を行いながら、家族や本人に寄り添う支援を行います。 事前に発達相談センターに問合せ、予約を入れていただきます。 担当は公認心理師、臨床心理士、保健師等です。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

事業名	家庭児童相談
整理番号	Ⅲ－１－②
所管（機関）	子育て支援課
対　象	児童（18 歳未満）とその保護者等
内　容	家庭や子どもの問題や悩みを相談できる場所です。 保護者の不安や心配が子どもの成長に大きく影響を与える場合があるので、発達に課題のある子どもの親等の相談に乗り、社会福祉課や発達相談センターなどの関係機関と連携を取りながら、不安や心配を緩和します。 場所は市役所内の家庭児童相談室で、 相談の受付時間は月曜から金曜の午前９時～午後４時です。必要に応じて家庭訪問も行います。 担当は家庭相談員です。
お問い合わせ先	子育て支援課　0550-82-4124

事業名	障害者手帳取得手続き
整理番号	Ⅲ－１－③
所管（機関）	社会福祉課
対　象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する相談者
内　容	身体障害者手帳は、身体に障害のある人が各種の援護を受けるために取得するものです。申請窓口は市ですが、判定や手帳の交付は県の担当になります。 療育手帳は、知的障害児（者）に対する療育の指導や知識の普及及び援護を受けやすくするために取得するものです。申請窓口は市ですが、判定のための面接（知能テストなどを行います）や判定、手帳の交付は県の担当になります。 精神障害者保健福祉手帳は、精神障害や発達障害のある方が社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けやすくするために取得するものです。申請窓口は市ですが、判定や手帳の交付は県の担当になります。 どの手帳も、県から交付されたものを、市の窓口でお渡しします。その際に、ご利用いただけるサービス・援護内容について詳しくご説明をします。 発達障害のある人は、知的障害が伴えば療育手帳、伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳が申請できる場合があります。 必要があれば、他のサービスをご案内することもあります。
お問い合わせ先	社会福祉課　0550-82-4238

事業名	福祉サービスに関する手続き
整理番号	Ⅲ－１－④
所管（機関）	社会福祉課
対　象	原則、障害者手帳所持者（精神障害者は障害を証明する診断書でも可）
内　容	障害者が身近な場所で日常生活や社会生活を営み、また社会参加ができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援について説明や手続きを行います。必要があれば関係機関等の紹介や連絡調整なども行っています。 ＜自立支援給付＞就労支援、居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、生活介護、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、など。 ※就労支援には、障害者の希望や状況に応じて、いくつかの就労支援サービスがあります。（就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型） ＜地域生活支援事業＞移動支援（ヘルパーによる外出）、地域活動支援センター（デイサービス事業）、日中一時支援（一時的なお預かり）など。 障害のある人やその家族などからの相談に、市の委託を受けた専門職員が応じ、必要な支援や情報提供を行います。
お問い合わせ先	社会福祉課　0550-82-4238

事業名	市民相談
整理番号	Ⅲ－１－⑤
所管（機関）	くらしの安全課
対　象	市民
内　容	市民相談は全市民を対象としています。相談者の中には発達障害に関する配慮を要する方もいるため、その場合は精神保健福祉士、公認心理師等の専門家と検討のうえ相談を行います。 専門家による各種相談 ・消費生活相談（消費生活相談員）　月～金曜日午前９時～午後４時 ・人権相談（人権擁護委員）　奇数月 10 日　午後１時～午後４時 （以下のものは予約が必要です） ・こころの健康相談（公認心理師）　毎月第２、４木曜日午前 10 時～午後４時 ・法律相談（弁護士）　原則毎月１日　午後１時～午後４時 40 分 １５日　午前 10 時～午後４時 40 分 など
お問い合わせ先	くらしの安全課　0550-82-8400

発達支援の柱２「かかわり育む」

事業名	児童発達支援事業（放課後等デイサービス/児童相談支援）
整理番号	Ⅲ－２－①
所管（機関）	子育て支援課
対　象	発達に障害のある生徒（原則として 18 歳まで）
内　容	放課後等デイサービス（障害のある生徒に対して、生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進のため、家庭や学校と連携し療育を行う）やサービス利用のための計画作成を行う相談支援に関する手続きを行います。 指定事業所による事業です。 放課後等デイサービスや相談支援に関する説明及び実施している事業所の紹介を行います。 詳細な施設案内等は各事業所にて行います。
お問い合わせ先	子育て支援課　0550-82-4124

発達支援の柱３「理解を広げる」

事業名	発達障害コンサルテーション
整理番号	Ⅲ－３－①
所管（機関）	発達相談センター
対　象	学校職員、他機関スタッフ
内　容	高等学校や他機関等の職員と支援に関する相談や検討を行います。知識やスキルを高め合い、支援の質を向上していきます。依頼に応じてケース会議等にも参加します。 担当は公認心理師、臨床心理士、保健師等です。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

発達支援の柱４「安心がつながる」

事業名	関連機関の紹介と連携
整理番号	Ⅲ－４－①
所管（機関）	発達相談センター
対　象	市民
内　容	発達支援に関わる関連機関の情報を収集し、家族や本人、支援者に情報提供や紹介を行います。
お問い合わせ先	発達相談センター　0550-70-3170

事業名	要保護児童対策地域協議会
整理番号	Ⅲ－４－②
所管（機関）	子育て支援課
対　象	児童虐待等により保護をする必要がある児童（18 歳まで）
内　容	被虐待児等に関する情報交換及び協議のほか実態把握・支援等を行います。 組織は関係機関として、児童相談所・社会福祉協議会・医師会・歯科医師会・県保健所・公立私立保育所・公立私立幼稚園・公立私立認定こども園・小中学校・民生委員児童委員協議会・警察署・人権擁護委員及び市関係各課で構成されています。 代表者会議、実務者会議、乳幼児部会、個別ケース会議を開催し、年間を通して調整員を中心に支援方針等を諮っています。
お問い合わせ先	子育て支援課　0550-82-4124

事業名	就労支援
整理番号	Ⅲ－４－③
所管（機関）	社会福祉課
対　象	障害の疑いのあるすべての人
内　容	就労支援として、障害を持っているまたは疑われる人に対して、「障害者就業・生活支援センターひまわり（就職をしたい障害者全般の就職相談先。ハローワークを案内したり、手帳取得の助言をしたり、就職を目指す障害者の就職に向けた支援を行う。）」や「相談支援事業所（障害者手帳を所持している人の生活等の相談を受け付けている。生活の総合的な相談の中で、就労についても相談に応じる。）」を紹介します。
お問い合わせ先	社会福祉課　0550-82-4238

（6）外部支援機関の概要

機　　関	一般社団法人　御殿場市医師会
概　　要	乳幼児健康診査や就園・就学支援委員会等に協力しています。
連 絡 先	0550-84-1118

機　　関	医療機関
概　　要	発達障害に関する専門性を有する医療機関で、問診や発達アセスメント等の診察を行い、診断、助言、薬物療法、トレーニング等の医療的支援を行います。
連 絡 先	各病院

機　　関	社会福祉法人富岳会　富岳学園（児童発達支援センター）
概　　要	就学前の障害児通所支援、保育所等訪問支援事業、日中一時支援事業、また就学後は放課後等デイサービスを実施しています。
連 絡 先	0550-87-0717

機　　関	静岡県御殿場健康福祉センター
概　　要	県の公衆衛生行政機関です。発達支援に関しては、発達相談（小児の発達に関する専門医や心理判定員による、心身の発達の相談を年４回程度実施）、すぎのこ教室（発達等に遅れや障害のある子どもとその保護者に療育指導を行い、子どもの発達と保護者の支援を行う教室）を実施しています。
連 絡 先	0550-82-1222

機　　関	静岡県発達障害支援センターあいら
概　　要	年齢や知的障害の有無に関わらず、発達障害やその疑いのある方に関する相談、支援を行います。静岡市と沼津市の２ヵ所にあり、地域で分担しています。御殿場市民は『静岡県発達障害者支援センター（東部）』が窓口です。広域対象のため、各地域の支援機関と連携をとりながら支援を行います。
連 絡 先	055-920-2250

機　　関	静岡県東部児童相談所
概　　要	18 歳未満の児童を対象とし、福祉や健全育成に関する相談に応じます。療育手帳取得のための判定も行います。
連 絡 先	055-920-2085

機　　関	児童発達支援事業所
概　　要	療育を要する就学前の児童を対象とし、日常の基本動作訓練や集団への適応訓練のため家庭と連携し集団療育や個別療育を行います。市内に複数の事業所があります。
連 絡 先	各事業所　（問い合わせ窓口　子育て支援課 0550-82-4124）

機　　関	放課後等デイサービス事業所
概　　要	療育を要する就学児童生徒（原則として 18 歳まで）を対象とし、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進のため家庭や学校と連携して療育支援を行います。市内に複数の事業所があります。
連 絡 先	各事業所　（問い合わせ窓口　子育て支援課 0550-82-4124）

機　　関	静岡県立御殿場特別支援学校
概　　要	知的障害および肢体不自由のある児童生徒のための県立学校です。小学、中学部、高等部があります。特別支援教育のセンター的機能を担っており、「ごとく相談室」にてグループ活動による発達支援や保護者相談も行っています。
連 絡 先	0550-87-8200　（担当　特別支援学校　地域連携課）

機　　関	しずおか東部わかものサポートステーション
概　　要	就労、社会的自立を支援する機関です。原則として 15 歳から 39 歳の方が対象で本人、家族との相談や就労に向けてのスキルアップ支援を行います。
連 絡 先	055-943-6641

機　　関	障害者就業・生活支援センター　ひまわり
概　　要	就職や職場への定着が困難な障害者を対象とし、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携拠点として、連絡調整を行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援・相談を実施します。
連 絡 先	055-923-7981

機　　関	相談支援事業所
概　　要	障害児（者）の生活等の相談を受け付けています。生活の総合的な相談の中で、就労についても相談に応じます。また障害福祉サービスをご利用の方のサービス利用計画の作成も行っています。市内に複数の事業所があります。
連 絡 先	各事業所 社会福祉課（障害者総合支援法に関すること）0550-82-4238 子育て支援課（児童福祉法に関すること）0550-82-4124

４⑹　外部支援機関の概要

機　　関	公共職業安定所（ハローワーク）
概　　要	障害者専門の窓口があります。障害の特性に応じた就職支援（就労へ向けた訓練や雇用支援制度）を実施します。
連 絡 先	0550-82-0540

５　御殿場市発達支援システムの充実に向けて

(1)　発達相談センターの体制の強化

•充実した支援を行うための組織のあり方やスタッフの充実などの体制についての検討

• 言語面（ことば・コミュニケーション）や運動面などの専門分野における発達支援についての検討

(2)　市の機関と外部機関とのさらなる緊密な連携

• 継続した支援のため学校卒業後における関連機関との連携の強化

• スポーツや文化等の地域活動に参加しやすくするための関係機関との連携・調整

(3)　個人情報に配慮した情報管理のシステムの導入

• 適正な個人情報の保護

• 安全でスムーズな情報の管理と共有のため電算システムの導入

(4)　市民への広報及び発達支援に従事する者に対する知識の普及・啓発

(5)　発達支援システムの推進のための検討組織の設置による定期的会議の開催

６　資料編

（1）　語句の説明

学習障害（LD）

学習障害はLDと略されることもあり、Learning Disordersまたは Learning Disabilitiesの略語とされています。全般的な知的発達に遅れはないのに、読む、書く、計算するなどの特定の能力を学んだり、おこなったりすることに著しい困難がある状態をいいます。

教育相談員（こころの教室相談員）

教員とは別な立場で児童生徒や保護者の方と相談にあたります。御殿場市では学校教育課から派遣された相談員が各校に配置されています。

コンサルテーション

異なる専門性や役割を持つ者同士が、それぞれの専門性や役割に基づき協力して支援対象について検討し、今後の支援方針について話し合い、問題解決を図ることです。

自閉症スペクトラム障害（ASD）

ＡＳＤ（Autism Spectrum Disorder）と表記されることもあります。
社会的コミュニケーションおよび他者と相互関係を築くことが苦手で、限定された反復する様式の行動、興味、活動（こだわりや融通の効きにくさなど）を特徴としています。
以前からありました広汎性発達障害、自閉症、高機能自閉症、アスペルガー障害といった診断名が、この名称に統合されました。

スクールカウンセラー

不登校状況や情緒的問題など、児童生徒の心の悩みに対応することを目的とする専門家です。御殿場市では県から派遣された専門家が各学校に配置されています。

スクールソーシャルワーカー

児童生徒の様々な問題事象に対応するため、教員や保護者等を支援し、他機関と連携をとる専門家です。御殿場市では御殿場中学校、御殿場南中学校を拠点としつつ、必要に応じて各学校で活動しています。

精神障害

うつ病や統合失調症など、脳の器質的変化や機能的障害によって、さまざまな精神・身体症状や行動の変化が現れる状態です。

知的障害

知的障害は精神遅滞とも表される、知的発達の障害です。知的機能や適応機能に基づいて判断され、知能指数により分類されます。様々な中枢神経系疾患が原因となるため、正しい診断を受けて、早期に治療・療育・教育を行う必要があります。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

ADHD（AD／HD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）と表記されることもあります。注意持続の欠如もしくは、その子どもの年齢や発達レベルに見合わない多動性や衝動性、あるいはその両方が特徴です。この３つの症状は通常７歳以前にあらわれます。

（１）　多動性(おしゃべりが止まらなかったり、待つことが苦手でうろうろしてしまったりする)

（２）　注意力散漫（うっかりして同じ間違いを繰り返してしてしまうことがある）

（３）　衝動性（約束や決まり事を守れないことや、せっかちでいらいらしてしまうことがある）

一般的に多動や不注意といった様子が目立つのは学齢期ですが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれています。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象だけでなく、ＬＤ、ＡＤＨＤ、ＡＳＤといった特徴を持つ児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。

特別支援コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、校内委員会や研修の企画、関係機関との連携、保護者からの相談窓口などを担っている教員です。

発達アセスメント

支援を必要としている方の状態像を理解するために、聞き取りや行動観察、検査等を行い、その結果を総合的に整理し、説明を行うことです。

発達支援

発達的特徴をふまえた上で行う、本人や家族との相談、療育的関わり、関係機関の連携といったサポートの総称です。

6(1)　語句の説明

発達障害

発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」（発達障害者支援法における定義　第二条より）と定義されています。

　これらのタイプのうちどれにあたるのか、障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴がそれぞれ少しずつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。

発達相談

子どもの発達面や発達障害に関して、その専門性を有するものが行う相談業務です。その方の特徴を理解し、どのように関わっていくかを話し合うことが主な内容です。

民生委員児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

療育

社会性を育むための、子どもの発達的特徴をふまえた治療的教育です。

参考資料

〇厚生労働省　サイト
〇文部科学省　サイト
〇発達障害情報・支援センター　サイト
〇発達障害基本用語事典　　日本発達障害学会
〇LD・ADHD 等関連用語集　　日本 LD 学会

(2)　相談窓口　機関一覧（連絡先等）

御殿場市の機関

相談窓口・機関	電話番号 (0550)	FAX 番号 (0550)	住所 (御殿場市)	メールアドレス
発達相談センター	70-3170	70-3177	川島田 １０６７-１	hattatsu@city.gotemba.lg.jp
健康推進課 （保健センター）	82-1111	84-9151	西田中 237-7	kenko@city.gotemba.lg.jp
保育幼稚園課	82-4126	82-4325	萩原 483	hoiku@city.gotemba.lg.jp
家庭児童相談室 （子育て支援課）	82-4028 82-4124	82-4325	萩原 483	kosodate@city.gotemba.lg.jp
社会福祉課	82-4238	84-1046	萩原 483	fukushi@city.gotemba.lg.jp
学校教育課	82-4534	82-4525	萩原 483	gakko@city.gotemba.lg.jp
くらしの安全課	82-8400	82-4333	萩原 483	seikatsu@city.gotemba.lg.jp

外部機関

相談窓口・機関	電話番号	FAX 番号	住所	メールアドレス
御殿場市医師会	0550-84-1118	0550-84-6555	御殿場市御殿場192	go.ishikai@minos.ocn.ne.jp
社会福祉法人富岳会 富岳学園 （児童発達支援センター）	0550-87-0717	0550-87-0815	御殿場市大坂361-1	gakuen-fugaku@blue.ocn.ne.jp
静岡県御殿場健康福祉センター（御殿場保健所）	0550-82-1222	0550-82-4345	御殿場市竈 1113	kfgotenba-fukushi@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県発達障害者支援センターあいら（東部）	055-920-2250	055-920-2251	沼津市高島本町1-3	hattatsu-shien@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県東部児童相談所	055-920-2085	055-920-2191	沼津市高島本町1-3	kftoubu-soudanha@pref.shizuoka.lg.jp
静岡県立 御殿場特別支援学校	0550-87-8200	0550-87-8211	御殿場市神山1553-3	gotemba-sh@edu.pref.shizuoka.jp
しずおか東部わかものサポートステーション	055-943-6641	055-972-4347	三島市本町 12-4 小林ビル 3F	support@libera.or.jp
障害者就業・生活支援センターひまわり	055-923-7981	055-923-7985	沼津市宮本 5-2	himawari@a-taiyou.jp
ハローワーク御殿場 （沼津公共職業安定所 御殿場出張所）	0550-82-0540	0550-82-7090	御殿場市竈字水道1111	

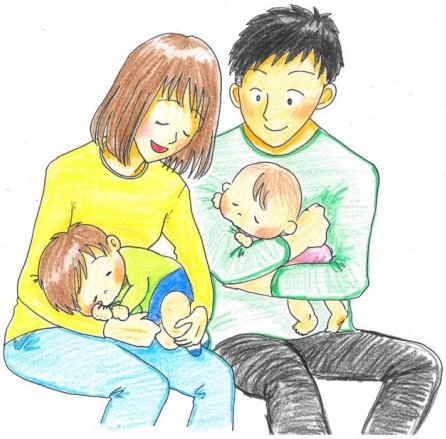

御殿場市 健康福祉部 子育て支援課 発達相談センター

住　　所　〒412-0045

静岡県御殿場市川島田 1067 番地の 1

電　　話　0550-70-3170

Ｆ　Ａ　Ｘ　0550-70-3177

Ｅ－ＭＡＩＬ　hattatsu@city.gotemba.lg.jp